

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 23日

広島市長

提出者

住所 広島市中区上八丁堀 4 - 1

氏名 五洋建設(株)中国支店

執行役員支店長 田口 智

電話番号 082-511-7905

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五洋建設(株)中国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区上八丁堀 4 - 1
計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D 06) 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 6,711,704 (千円)
③従業員数	215名 (令和 5年 4月 1日 中国支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度)実績量
計画:今年度(令和5年度)計画量

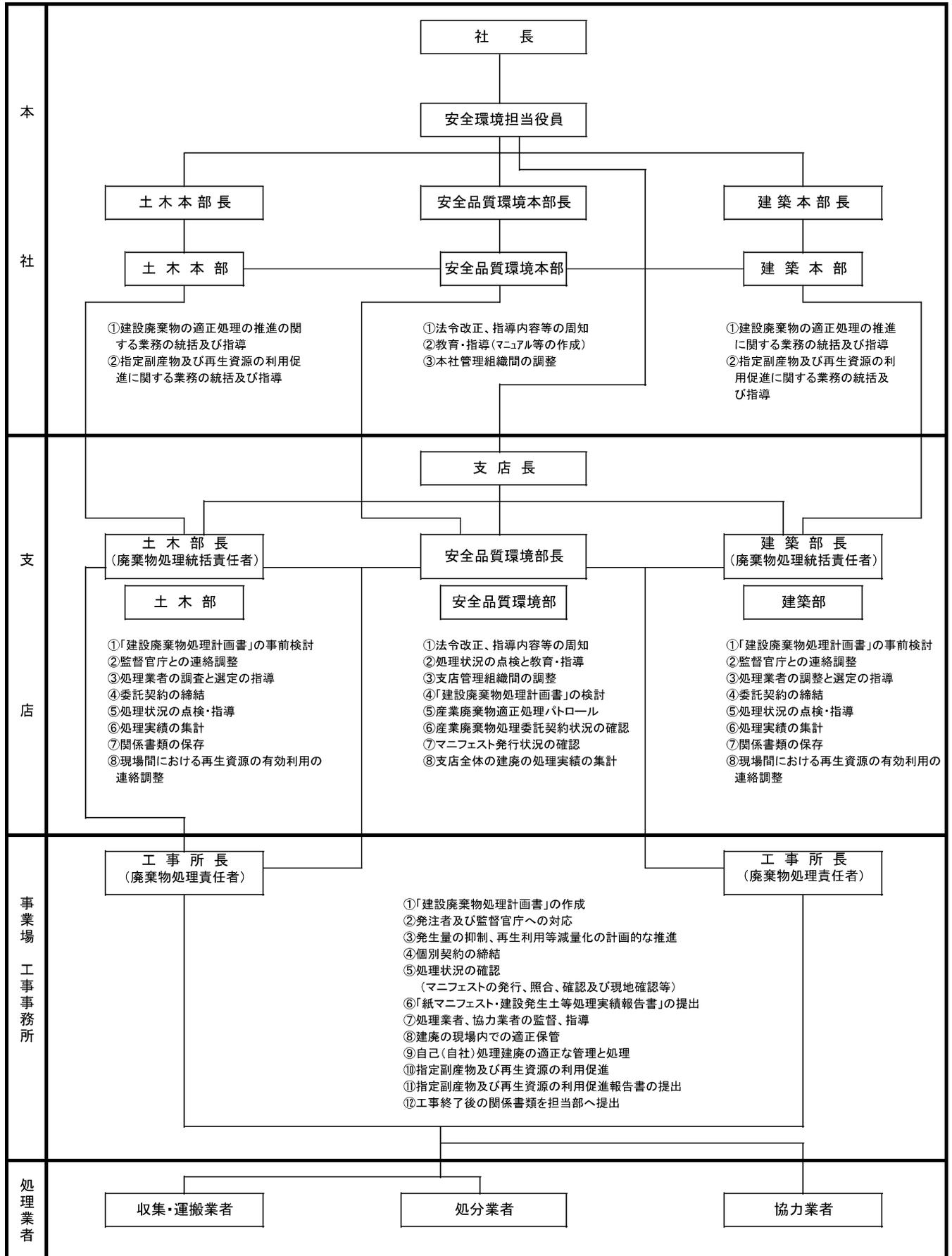
単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1606	1108									1606	1108	1606	1108	1606	1108				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	598	413									598	413	592	408	598	413				
紙くず	71	49									71	49	71	49	71	49				
木くず	400	276									400	276	379	262	400	276				
繊維くず	1	1									1	1	1	1	1	1				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	134	92									134	92	134	92	134	92				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	791	546									791	546	770	531	791	546				
鋳さい																				
がれき類	10501	7246									10501	7246	6879	4747	10501	7246				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	53	37									53	37	0	0	53	37				
合計	14155	9768	0	0	0	0	0	0	0	0	14155	9768	10432	7198	14155	9768	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

建設廃棄物処理管理組織図



別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 6,711,704 (千円)
③従業員数	215名 (令和4年4月1日 中国支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 産業廃棄物発生 (工事現場) ↓ ② 収集・運搬 (運搬業者) ↓ ③ 処分 (処理業者) → 破碎→再生 (再生できないものは埋立)

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

別紙 3 (管理組織図) のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 工事着手前の検討会等を通じて検討を行い、産業廃棄物の抑制を図る。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまでと同様の抑制に関する取組を行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、木くず、廃プラスチック等各現場にて可能な限り分別に努めている。
計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取組を行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 事前に委託業者の適切性を確認し、委託契約を締結している。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、適正な委託契約を締結する。 また、可能な限り電子マニフェストの対応及び優良認定処理業者へ委託をする。